

2024年4月15日

独占禁止法遵守のための行動指針

1. 独占禁止法の趣旨と遵守の誓約

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が創意を發揮し自主的な判断で自由に活動し事業者間において競争を活発に行うことにより、市場メカニズムを正しく機能させ、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進させる、とするものです。

この趣旨を正しく理解したうえで、当社の全役職員は、本行動指針に則って独占禁止法を遵守することを誓います。

2. 独占禁止法遵守のための行動指針

(1) 不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止の遵守

本日付け社長宣言にある通り、会社は販売価格や仕入れ価格、それらの数量、その他の取引条件について、公正かつ自由な競争を阻害する行為を完全に排除します。全役職員は他の事業者の役職員とこれらの情報を交換することを禁止します。

(2) 私的独占の禁止、企業結合の規制の遵守

本日付け社長宣言にある通り、会社は上記（1）に加えて、独占禁止法で禁止や規制を受けている事柄について、法律を完全に遵守する企業活動を行います。

(3) 競合他社営業マンとの接触の回避

当社営業マンは競合他社営業マンとの接触が予想される場合は事前に上長、営業本部長の承認を得ることとし、接触後は、意図しない接触であったとしても、接触状況を報告しなければなりません。

(4) 教育プログラムの設置

会社は全役職員が独占禁止法を正しく理解するために必要な教育プログラムを継続的に提供し、全役職員はこの教育プログラムに積極的に参加します。

(5) 内部通報制度の運用

本行動指針に反する行為や事象を発見した役職員は、内部通報制度運用規程に則り、内部統制監査室長、常勤監査役、または外部弁護士事務所に通報する義務があります。この場合、会社は内部通報者への不利益な取り扱いはしません。

(6) 定期的な監査の実施

内部統制監査において、本行動指針の遵守状況を監査し、取締役会に報告することとします。

(7) 違反行為に対する責任

全役職員は本行動指針（1）、（2）および（3）に反する行為を行った場合には、「会社の定める規則・規程又は業務上の指示・命令に従わないとき」に該当するものとして、賞罰規程に則り、厳正に懲罰されます。

以上